

導入促進基本計画

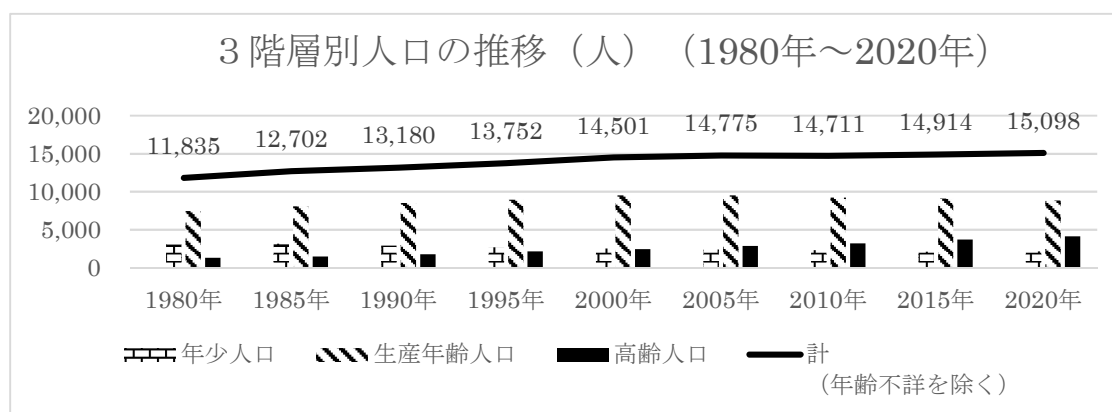
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

上富田町は和歌山県の紀南地域にあり、梅・みかんを中心とした農業と食品加工製造業、金属や鈎加工等の製造など、農業と商工業を主産業としており、平成27年7月には高速道路が上富田町内において供用開始している。また、観光面においてもスポーツ観光を軸とした取り組みに力を入れており、それと併せ豊かな自然・歴史文化等を活用した交流による観光事業など、新たな事業展開を図る好機であり、各事業主の取り組み強化が可能である。

地域の人口構造について

上富田町の総人口は2000年まで急速に増加し、1980年から2000年までの20年間における5年ごとの増加率は平均5.2%、年率で1.04%でした。その後も微増が続いていますが、2000年から2020年までの20年間における5年ごとの増加率の平均が1.0%であり、人口増にも陰りが見えています。この40年間を年齢層の構成比で見ると、精算年齢人口(15～64歳)は1980年の62.8%から58.5%へ4.0ポイント低下、年少人口(0～14歳)は26.2%から14.2%へ12.0ポイント低下、高齢人口(65歳以上)は11.0%から27.2%へ16.2ポイント上昇となっています。このように、本町の総人口は、これまで順調に増加してきました。少子高齢化の進展の著しい和歌山県にあって、全国平均と比較して年少人口比率が高く、高齢人口比率は低くなっており、少子高齢化の進展も顕著ではありません。しかしながら近年人口増加傾向にも、あきらかに陰りが見えてきているのが現状です。

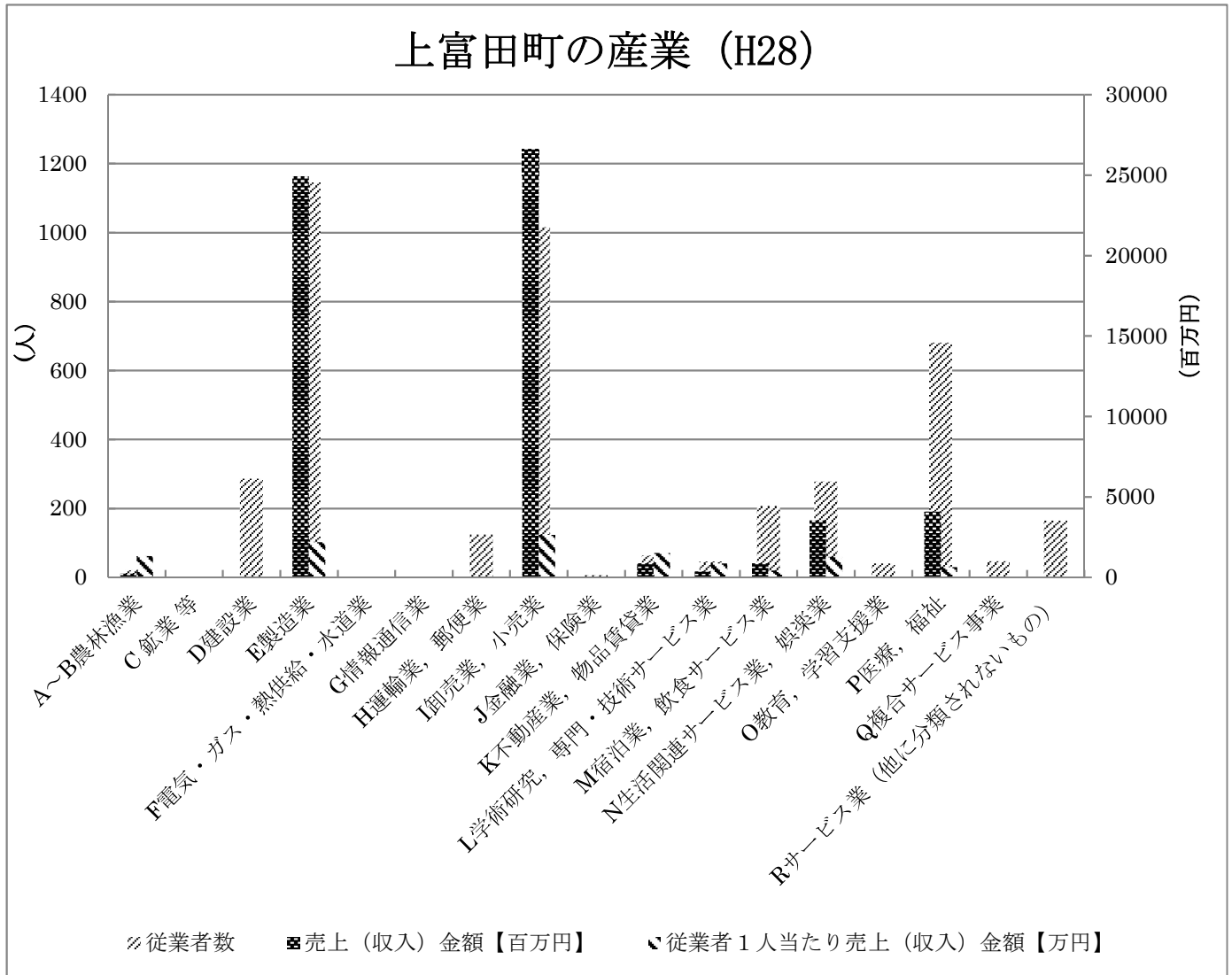


資料 国勢調査(各年10月1日現在)

産業の現状について

本町の産業構造は「E 製造業」、の従業者数が多く、「I 卸売業、小売業」、「P 医療、福祉」がそれに続く形になっています。従業員1人当たりの売上金額は、それぞれ「E製造業」22.1百万円、「I卸売業、小売業」28.6百万円、「P医療、福祉」5.55百万円です。「卸売業、小売業」は、従業員1人当たりの売上金額が「E製造業」をしのぐ数値となっており、労働生産性の高さがうかがえます。

しかし、今後は生産年齢人口の減少により労働力不足を招き、雇用量や質の低下、後継者不足などの問題が生じることが懸念されており、国内全体における市場規模の縮小や経済構造の変化も踏まえ、町内各産業においても技術革新、生産性向上、高収益化への転換の必要性が高まっています。



(2) 目標

上富田町においては中小企業等の振興に関する施策を推進し、中小企業者等の成長、持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする上富田町中小企業・小規模企業振興基本条例を平成29年9月制定しました。また、第4次上富田町総合計画の基本構想においても若年層の定住化、町民所得の向上等を目指した、雇用創出を図るためにも、社会情勢や企業の動向などを見据えた地場産業の育成や、企業立地の促進、中小企業への支援など、新しい時代に対応した多様な育成・支援を努めることとしている。

中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上に取り組んでいけるよう、計画期間中の先端設備等導入計画について目標を計画期間中2件とし、中小企業者等の成長、持続的発展並びに地域経済の活性化を図ることを目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

上富田町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が上富田町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、上富田町全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、全業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月13日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、上富田町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間については、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。